

令和5年5月

第3回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年5月30日 午後1時26分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

付 議 案 件

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議案第 4 号 つるぎ町実質化された人・農地プランについて

つるぎ町農業委員会会議録（令和5年第3回）	
招 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室
開 会 日 時	令和 5年 5月30日（火） 午後 1時26分
閉 会 日 時	令和 5年 5月30日（火） 午後 2時24分

出席及び欠席委員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長（11番）	桑平 稔	○		委 員（7番）	丸本 昭	○	
職務代理（2番）	坂本 誠治	○		委 員（8番）	堀部 勝博	○	
委 員（1番）	大西 昭	○		委 員（9番）	藤村 晃	○	
委 員（3番）	岡本 伸清	○		委 員（10番）	小栗 利文	○	
委 員（4番）	浅川 虎夫	○		委 員（12番）	松岡 和夫	○	
委 員（5番）	塩田 勇	○		委 員（13番）	小倉 正	○	
委 員（6番）	柴田 純二	○		委 員（14番）	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	1番 大西 昭	13番 小倉 正
---------	---------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 古田 貴 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

【午後 1時26分 閉会】

事務局（古田事務局長）

委員の皆さま、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、令和5年第3回総会にご出席いただき、ありがとうございます。

改めまして、本年4月1日付けのつるぎ町職員人事異動により農業委員会事務局長に着任いたしました古田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、これより桑平会長よりご挨拶をいただきました後、つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行につきましても引き続きよろしくお願いたします。

会 長（桑平 稔）

皆さん、こんにちは。

猛威をふるっていた新型コロナウイルスも5月8日より5類に移行したことにより、マスク着用についても個人の自己判断となり、以前のコロナ禍前の生活に徐々に回復していく兆しが見えてきた今日この頃であります。

また、委員の皆さんにおかれましては、農作業に関しても、忙しい時期を迎えられたことと思います。まだまだ朝夕の寒暖差があります。体調に気をつけていただきながら頑張ってくださいと思います。

さて、本委員会も前回の令和2年7月20日から第24期の農業委員会体制が始まり、今年の7月19日の任期満了まで残すところあとひと月余りとなりました。

現委員さんによる総会は、今回にて最後でございます。

この3年間、委員の皆さま方には、農業委員会活動にご指導ご協力をいただきながら、円滑な業務推進が出来ました事に心から厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今から令和5年第3回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、協議案件の後、「農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集の結果について」報告をしていただけることとなっております。

本日の総会は、14名全員の委員さんの出席をいただいております。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、会議は成立しております。

本日の案件はお手元の議案書のとおりでございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則

第18条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は、「議席番号1番 大西委員」と「議席番号13番 小倉委員」の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、柴田委員さんより調査結果の報告をお願いいたしま

す。

柴田純二委員

1番の申請について、5月23日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の3ページの位置図のとおりです。

申請地については、これまで利用権設定により、水稻を作付けしておりました。

この度、県外在住である譲渡人より、利用権設定を合意解約し、贈与による所有権移転をしたいとの申出があり、双方の間で話が整い、申請があがったようです。

譲受人においては、農機具等も自己確保しており、申請地には引き続き水稻を作付けする予定です。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして、2番の申請について、大西委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

大西 昭委員

2番の申請について、5月23日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の10ページの位置図のとおりです。

この申請地3筆については、これまで譲渡人が水稻の作付をしていました。

今回、譲受人の所有農地が申請地3筆の間に位置しており、農地の集約化を兼ね、贈与による所有権移転の話が双方の間で整い、申請にあがったようです。

譲受人においては、夫婦ともに農作業経験は十分であり、農機具等も自己確保しており、申請地には引き続き水稻を作付けする予定です。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長 (桑平 稔)

続きまして、3番の申請について、柴田委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

柴田純二委員

3番の申請について、5月23日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の16ページの位置図のとおりです。

県外在住の譲渡人が、今後の管理に苦慮しており、町内在住の譲受人との間で、売買による所有権移転の話が整い、申請があがってきたようです。

譲受人においては、自作地・借入地において耕作をし、農機具等も自己確保しており、権利取得後は、これまでと同様に既存の果樹を管理しながら、耕うんをし季節野菜を作付けする予定です。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長（桑平 稔）

以上で、事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、柴田委員さんより調査結果の報告をお願いいたします。

柴田純二委員

1番の申請について、5月23日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の21ページの位置図のとおりであります。

農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、町内で●●●●を行っている法人です。

今般、市場調査の結果、個人住宅の需要が見込まれるため、その有効活用を図る目的で建売分譲住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

許可後の転用に係る工事については、北面の町道からの取り合い部分を除いて、宅地部分を20cm高くし、周囲に側壁を施工します。

取水については、上水道は町道埋設の上水道管から引き入れ、生活雑排水についても同じく埋設された公共下水管に放流します。雨水排水は新設側溝から道路北側の既存水路側溝へ放流します。

その他、転用計画にかかる概要については、会議資料22ページにあります事業計画書のとおりです。

管轄する土地改良区より受益地でない旨の証明書も確認済みであります。

第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（桑平 稔）

事務局からの説明並びに調査を行っていただいた担当地区の委員さんの報告が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」許可することに異議はございませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」をお諮り致します。

本議案の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める「議事参与の制限の規定」に基づき、浅川委員さんにはしばらくの間、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に入室・着席をしていただきます。

【 浅川委員が退席し、別室で待機 】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（古田事務局長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたします。

「議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することにご異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに決定いたしました。

議事が終了致しましたので、「浅川委員さん」に対する議事参与の制限を解除いたします。

浅川委員さんが着席するまでお待ちください。

【 浅川委員が入室し、着席 】

日程第2 議案第4号 つるぎ町実質化された人・農地プランについて

議 長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第4号 つるぎ町実質化された人・農地プラン

ンについて」をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（松浦課長補佐）

それでは、議案第4号「つるぎ町実質化された人・農地プランについて」
ご説明させていただきます。

こちらの別冊の議案第4号をご覧ください。

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村より公表するものがあります。

そこで、本町においては、人・農地プランの作成に取り組む地区を半田地区では田井・西久保・東久保・平良石・小谷・櫛尾の6地区、貞光地区では、馬出・宮下・岡・宮内・太田西・太田東・三木桁の7地区、一字地区では大野の1地区を選定しまして、その地区において1,000㎡（10a）以上の農地所有者また中山間地域等直接支払交付金における集落協定に属している耕作・管理者に対しまして、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を令和5年1月に発送いたしました。

そして返ってきましたアンケート結果を集計し、農業者の年齢や確保の状況を議案第4号の別紙様式1と中心経営体一覧表のとおり作成しました。そして、その結果に基づいた地図化については今年度に入り作成することになりました。

本来であれば、この地図を早急に作成し、それを基に地域での徹底した話し合いをし、その結果を取りまとめ、公表するという流れであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、話し合いの開催も実現できませんでした。

しかし、令和4年3月までに実質化を公表しなければならないところ、進捗が遅くなりましたが、このたびの議案第4号の資料のとおりつるぎ町実質化された人・農地プランをお示しするものであります。

人・農地プランの実質化における話し合いのコーディネーターとして本町が選定しておりました JA 美馬・美馬農業支援センターには書面決議書により今回のこのプランについて賛成の意見をいただいております。

そこで、このたび農業委員会においても、このつるぎ町実質化された人・農地プランを承認いただきまして、町ホームページで公表することとしたいので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

本案件につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにならないようですので、これより採決いたし

ます。

議案第4号「つるぎ町実質化された人・農地プランについて」は、原案のとおり承認することをご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

異議なしということですので、議案第4号「つるぎ町実質化された人・農地プランについて」は、原案のとおり承認することといたしました。

議 長（桑平 稔）

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、その他ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和5年第3回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時24分 閉会】

議 長 桑平 稔

会議録署名委員 1 番 大西 昭

会議録署名委員 1 3 番 小倉 正